

Whole Food Association

会員規約

一般社団法人ホールフード協会

設立	2008年
代表理事	タカコナカムラ
理事	内田美智子 助産師・思春期保健相談士 蜷川洋一 日東醸造（株） 代表取締役社長 荒木和樹 （株）味輝 代表取締役社長

ホールフード協会構成

- ▶ 法人会員 …………… 第3条参照
- ▶ 個人事業主・生産者 …… 第3条参照
- ▶ パートナーシップ …… 第3条参照
- ▶ 個人サポーター会員

第1条（目的）

この規約は、法人会員に関し、必要な事項を定めていることを目的とする。

第2条（法人会員の地位）

法人会員はその種別に応じ、本法人の目的を達成するために必要な事業に協力するとともに、本法人自ら行う調査、研究及びその他の事業の成果の利用などの便宜を受けることができる。

第3条（法人会員の種別と定義）

1) 法人会員 2) 個人事業主・生産者 3) パートナーシップ よりなる。

(1) 法人会員とは、本法人の設立主旨に賛同し、本法人の事業の維持・発展に協力し、その企画・遂行に積極的に参画する法人企業、団体をいう。

(2) 個人事業主・生産者とは、本法人の設立主旨に賛同し、本法人の事業に協力、応援いただく法人所属の個人並びに小規模事業を営む個人をいう。

(3) タカコナカムラホールフードスクールの所定のカリキュラムを修了し、当協会の活動に賛同・協力する個人

第4条（会員資格の有効期間・表示）

会員資格は、4月1日～3月31日とする。

委託期間の満了前1ヶ月前までに、当会より更新手続きの連絡をした際には、必ず更新の有無を連絡すること。更新後、新たに1年間、会員資格を有するものとする。

第5条（年会費）

法人会員は次に定める年会費を本法人に納入するものとする。

但し2020年度、2021年3月まではコロナ禍の経済事情を配慮し、年会費を1口10,000円とする。(1口以上)

(1) 法人会員 1口 10,000円/年

(2) 個人事業主・パートナーシップ 1口 15,000円/年

* 1口以上での申し込みをお願いします。

法人会員は、事業年度開始月4月に前納するものとする。(年度途中の入会は可能)

事業年度開始後6ヶ月経過後に入会した法人会員の場合は、当該事業年度分の年会費を所定金額の割引きすることができる。

法人会員が退会した場合は、既に納入した会費は返還しない。

第6条（退会）

法人会員・個人事業主・生産者で退会を希望するものは、当会に退会届けを提出しなければならない。また、会員が本会員規約に違反する場合は期間を定め、または期間を定めことなく会員を退会させることができる。